

## 神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間社会福祉施設の整備拡充を図るための補助金の交付等に関して、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助の対象となる事業は、神戸市内に所在する福祉局の所管する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する民間社会福祉施設（以下「施設」という。）に係る事業等で次の各号に定めるとおりとする。

(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国庫補助金交付要綱」という。）第2に掲げる施設整備

(2) 地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金交付要綱（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知。以下「地域介護交付金交付要綱」という。）3に掲げる事業

(3) 第5条に規定する補助金の交付申請を受理した年度に係る兵庫県福祉部補助金交付要綱（以下「兵庫県福祉部補助金交付要綱」という。）第2条に掲げる事業

(4) 上記各号の対象とならない施設整備等であつて、他の要綱に特別の定めがある場合を除き、市長が補助を行い整備する必要があると認める事業

(補助対象主体)

第3条 この要綱による補助を申請できる者は、次の者とする。

(1) 市内に施設を設置している法人

(2) 市内に施設を設置することが確実であると市長が認めた法人及び法人設立準備中の設立代表者

(補助金の交付額の算定)

第4条 第2条第1号から第3号に定める事業に対する補助金の額は、別表1に定める区分に従って算定した額とする。

2 第2条第4号に定める事業のうち、老人福祉施設に係る事業に対する補助金の額は、別表2に定める区分に従って算定した額とする。

3 第2条第4号に定める事業のうち、障害福祉施設に係る事業に対する補助金の額は、別表3に定める区分に従って算定した額とする。

4 前3項の交付額は、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この要綱により補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その申請内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 事業の内容を変更しようとするときは、申請(事業)内容変更申請書(様式第3号)を提出し、申請(事業)内容変更承認通知書(様式第4号)により市長の承認を受けること。

(2) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、事業中止(廃止)申請書(様式第5号)を提出し、事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により市長の承認を受けること。

(3) この要綱による補助金を受けた施設又は設備について、社会福祉施設としての用途を廃止しようとするときは、用途廃止申請書(様式第7号)を提出し、用途廃止承認通知書(様式第8号)により市長の承認を受けること。

(4) 前各号のほか、申請内容に変更があったときは、申請(事業)内容変更申請書(様式第3号)を提出し、申請(事業)内容変更承認通知書(様式第4号)により市長の承認を受けること。

2 前項に定めるものの他、市長等が必要と認める事項

(届出書)

第8条 補助事業者は、事業に着手したときは、遅滞なく補助事業着工届(様式第9号)を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第6条の交付決定に係る市の会計年度が終了したときのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業実績報告書の提出を求めることができる。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告があった場合、当該報告に係る書類の審査等を行い、当該事業が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第11号)により補助事業者に速や

かに通知する。

2 市長は、確定した補助金の額が、第6条により通知された交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金交付請求書(様式第12号)を受理したときは、補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することができる。

3 市長は、確定した額を超える補助金を既に概算払によって交付している場合は、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第13号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 前項の返還の規定について前条第3項の規定を準用する。

(財産処分の制限を受ける期間)

第13条 財産処分の制限を受ける期間は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が定める「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)に定める各補助金等に係る財産及び処分制限期間を準用する。

(補助基準の特例)

第14条 事業の緊急性等から考慮して市長が特に必要があると認めたものについては、第4条の規定にかかわらず、補助金を増額決定又は減額決定することができるものとする。

(様式の特例)

第15条 第2条に規定する国庫補助等の認証を受けた事業については、この要綱の規定にかかわらず、申請書等の様式は別に定めるものとする。

(施行の細目)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

2 民間保育所整備費補助要綱（昭和 43 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

1 この要綱は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和 52 年 7 月 25 日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和 54 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和 59 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和 63 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 6 年 2 月 1 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 3 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 3 月 30 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日から施行し、平成 21 年 5 月 29 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(1) 第 2 条第 1 項については平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

(2) 第 2 条第 2 項については平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

(3) 第 2 条第 3 項については平成 22 年 11 月 26 日より適用する。

(4) 第 2 条第 4 項については平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

2 神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要領(平成 25 年 9 月 1 日施行)は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に補助金等の交付の申請を行った者であって、この要綱の施行の際補助金等の交付の決定等を受けていないものは、第 5 条の規定による交付の申請を行ったものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。但し、改正後の第 2 条第 3 号の規定については、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1. この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。